

令和4年度

決算特別委員会資料

(健全化判断比率・資金不足比率)

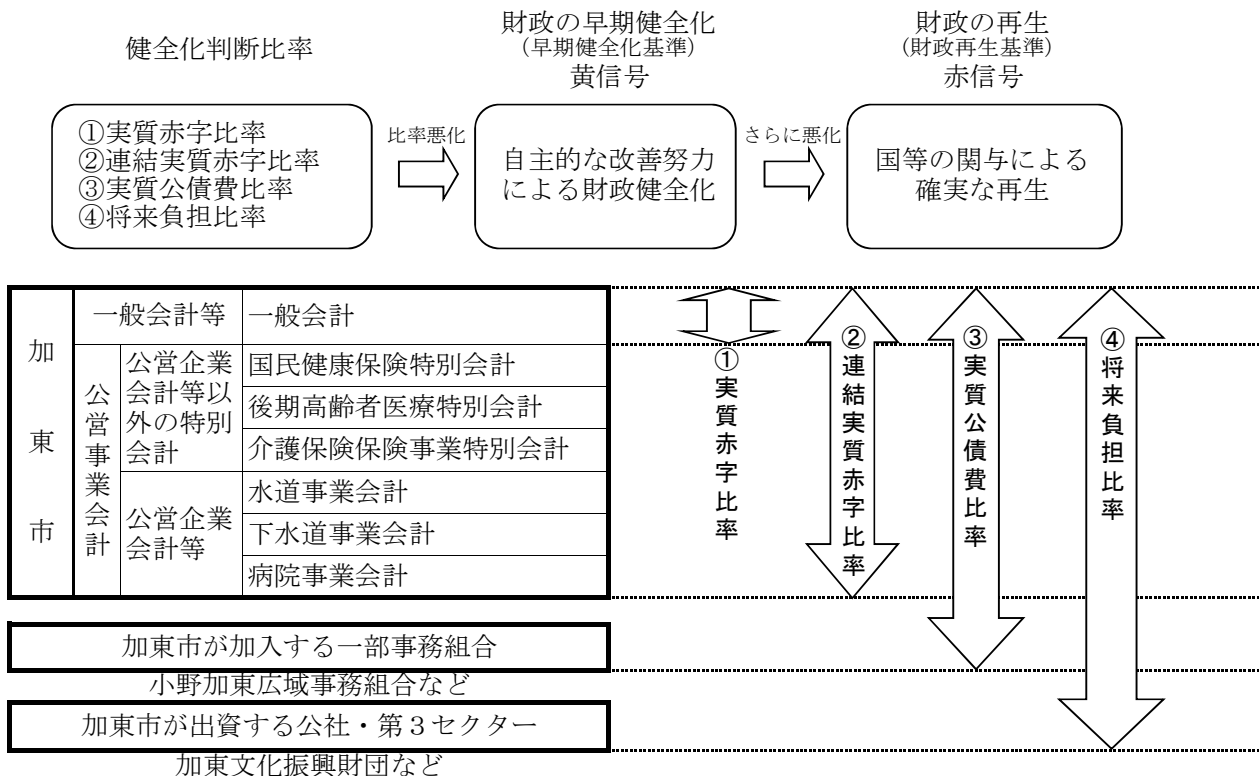
総務財政部総務財政課

令和4年度 財政健全化判断比率等の概要

□ 健全化判断比率の公表等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが、平成20年度から義務づけられています。



□ 健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	加東市
①実質赤字比率 形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べしているなどして実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。 一般会計等における実質赤字が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。	13.00%	20.00%	— 算定されない
②連結実質赤字比率 一般会計等のほか、水道事業会計など市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。 財政規模に対する連結実質赤字の割合が連結実質赤字比率です。	18.00%	30.00%	— 算定されない
③実質公債費比率 道路建設などの資金として借りた地方債（自治体の借金）を償還するのが公債費です。 一般会計で負担する特別会計の公債費も含めた額が、財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが実質公債費比率で、過去3年間の比率の平均により算出します。	25.0%	35.0%	6.0%
④将来負担比率 加東市の会計で負担する公債費のほか、一部事務組合や市が出資する第3セクターなどの負債のうち本市が将来的に負担すべき金額から、基金などの貯蓄や歳入の見込まれる財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが、将来負担比率です。	350.0%		— 算定されない
資金不足比率	経営健全化基準		加東市
当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。	20.0%		— 算定されない

総括表① 健全化判断比率の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
282286	兵庫県	加東市	-	-	6.0	-

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.00	18.00	25.0	350.0
	12,544,892	280,460	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (令和4年度決算)

Ver.04.00

団体名

兵庫県加東市

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	455,747	3.6
小計		455,747	3.6
標準財政規模		12,544,892	100.0
実質赤字比率 (%)		-3.63	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	4,661	0.0
	後期高齢者医療特別会計	16,101	0.1
	介護保険事業特別会計	113,258	0.9

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	病院事業会計	558,435	4.5
	水道事業会計	2,250,343	17.9
	下水道事業会計	110,302	0.9
宅地造成事業以外			
宅地造成事業			
法 非 適 用 企 業			
宅地造成事業以外			
宅地造成事業			
合計		3,508,847	28.0
標準財政規模(再掲)		12,544,892	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-27.97	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和4年度決算)

Ver.04.00

団体名 兵庫県加東市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に 係るものは、地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る)
令和2年度	2,162,439			1,005,109	55,584		208	267,790	819,743	1,611,527	21,566
令和3年度	2,290,472			1,001,991	58,199		1,316	258,237	787,502	1,615,544	23,199
令和4年度	2,430,897			960,142	43,086		207	275,242	779,430	1,706,541	22,056

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和2年度	8,173,930	3,266,078	602,995
令和3年度	8,007,306	3,697,409	939,314
令和4年度	8,296,447	3,967,985	280,460

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和2年度	5.24197
令和3年度	6.53269
令和4年度	6.48672

実質公債費比率 (3カ年平均)
6.0

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定等により、利 便施設及び公 共施設を買い 取るために 行った債務負 担行為に係る もの(省令第 7条第2号)	国土土地改良事 業並びに独立 行政法人森林 総合研究所、 独立行政法人 水資源機構及 び独立行政法 人環境再生保 全機構の行う 事業に対する 負担金(省令 第7条第3号)	地方公務員等共 済組合が建設 した職員住宅 等の無償譲 渡を受けるた めに支払う賃 借料(省令第 7条第4号)	社会福祉法人が 施設の建設の ために借り入 れた借入金 の償還に 対する補助 (省令第7条 第5号)	損失補償又は 保証に係る債 務の履行に 要する経費の 支出(省令第 7条第6号)	地方公共団体 以外の者の債 務を引き受 けた場合に おける当該 債務の履行 に要する経 費の支出(省 令第7条第 7号)	その他これら に準ずると 認められる もの(省令 第7条第8 号)	利子補給に係 るもの(政 令第12条 第4号)
令和2年度									
令和3年度									
令和4年度									

総括表④ 将来負担比率の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

団体名

兵庫県加東市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
23,737,608	0	5,931,717	449,982	810,814	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

237 59 5 8

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
13,447,314	1,532,584	1,313,229	24,983,849

(分母比)

134 15 13 249

将来負担額 A	308	—	充当可能財源等 B	398	A - B	-90	将来負担比率 (%)
30,930,121			39,963,747		-9,033,626		
=							
標準財政規模 C	125	—	算入公債費等の額 D	25	C - D	100	
12,544,892			2,508,027		10,036,865		-90.0

【付属資料一覧】

- ① 令和4年度健全化判断比率等の算定について